

個人情報保護制度部会 補足資料 1

◎ 「個人情報」の定義について

○ 個人情報保護法の定義

「モザイクアプローチ(引用者注 ある情報を他の情報と組み合わせることによって、不開示規定により守られるべき不開示情報が認識されるかを判断することをアメリカではモザイク・アプローチという。)に当たって、「容易に」を要件としない場合、個人識別情報の範囲が広がることとなる。行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法が、モザイク・アプローチに当たって、「容易に」を要件としていないのは、個人識別情報の範囲を広げることにより、行政機関、独立行政法人等に広範な個人情報保護の義務等を課すためである。これに対して、本法4章の個人情報取り扱い事業者の義務等の規定は民間部門に適用されるため、民間の営業の自由に配慮して過度な規制を避ける観点から、「容易に」識別できることを要件とすることによって、個人識別情報の範囲を限定しているのである。(宇賀「個人情報保護法の逐条解説第3版」中「個人情報保護法の逐条解説」P34)

○ 行政機関個人情報保護法の定義

・「行政機関情報公開法5条1号の「個人に関する情報」の場合には、照合の容易性を要件としていない。本法(引用者中 行政機関個人情報保護法)は、行政機関情報公開法と同様、照合の容易性を要件としない立場をとっている。個人情報保護法においては、容易性を要件としているにもかかわらず、本法において異なる立場がとられているのは、前者は、民間部門にも適用されるため、民間の営業の自由への配慮から個人情報をある程度限定することが必要であるのに対して、本法においては、より厳格な個人情報保護が必要であると考えられるし、また、行政機関情報公開法の個人情報の範囲と平仄を合わせることで、行政機関が保有する個人情報の開示・不開示の判断の統一を図る観点からも望ましいからである。(宇賀「個人情報保護法の逐条解説第3版」中「行政機関個人情報保護法の逐条解説」P243)」

○ 番号法と条例の定義の関係

・(死者の情報について)

「個人番号を付して利用される死者情報は、一般的に遺族等の生存する者の個人情報ともいえるものと考えられるので、番号法が個人情報を生存する個人に関する情報で特定の個人を識別し得るものに限定していても、死者の個人番号が付された情報は、同時に遺族等の生存する者の個人情報として、特定個人情報に関する規制を受けることになり、個人番号を利用したデータマッチングが不適正に行われることは抑止し得ると考えられる。死者の個人番号が付された情報であって、同時に遺族等の生存する者の個人情報といえないものが仮にあったとすると、死者の情報も個人情報に含め、それに個人番号が付されたものも、個人情報保護条例上は「特定個人情報」として厳格な保護措置の対象とすることは、条例による上乗せ・横だし規制の問題となるが、番号法は、かかる上乗せ・横出し規制を否定しているとは考えられない。(中略)死者に関する情報であって特定の個人を識別し得るものも個人情報に含めている個人情報保護条例については、かかる情報を個人情報の定義から除外する改正をするよりも、死者の個人情報に個人番号が付された情報をすべからく「特定個人情報」と位置付け、番号法上の特定個人情報と同様の規律に服せしめる方法を選択するほうがよいのではないかと思われる。(宇賀「番号法解説(実務編)」P115)

・(照合の容易性について)

「もっとも、特定個人情報は必ず個人番号を含み、そうである以上、個人番号によって容易に特定の個人を識別できるので、実質的には、照合の容易性をモザイク・アプローチの要件とするか否かは、特定個人情報の範囲に差異をもたらさないとの見方もできる。換言すれば、照合の容易性の有無を要件とするか否かによって生ずる個人情報の範囲の差異は、個人番号が付されることにより解消し、すべての特定個人情報は、個人番号により容易に特定の個人を識別可能になるともいえるのである。」(宇賀「番号法解説(実務編)」P113)

(照合の容易性の要件が規定されていない条例の場合)「番号法上の個人情報の定義と一致させるために、照合の容易性の要件を付加する個人情報保護条例改正を行うことも選択肢ではあるが、このことは個人情報の範囲を理論上縮小することになり、そのことの政策的合理性が問われることになる。」(以上、宇賀「番号法解説(実務編)」P116)